

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

佐賀厚生年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本店における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

昭和24年3月にA社に入社し、61年4月まで継続して勤務した。昭和29年1月1日に同社C支店に異動となり、30年7月まで同支店に勤務したが、申立期間が未加入期間となっており、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る社員名簿、同社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に昭和24年3月から61年4月までの期間継続して勤務し(昭和29年1月1日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録における昭和29年6月の標準報酬月額から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日(昭和29年5月20日)及び資格取得日(同年6月1日)と同日付けでそれぞれ記録されている同僚が26人いることが確認でき、社会保険事務所(当時)が当該被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、当該社会保険事

務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

昭和40年11月6日にA社に入社し、平成21年12月20日に定年退職するまで、同社に継続して勤務した。昭和45年9月1日にA社B工場から同社本社に異動したが、社会保険庁(当時)の記録では同年8月が厚生年金保険に未加入の月となっている。

当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録により、申立人が昭和40年11月6日から平成21年12月20日までの期間、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持している辞令書により、昭和45年9月1日付けをもってA社の本社工場への転勤を命じられていることが確認できるところ、A社B工場の総務担当者は、「昭和45年9月1日付けでの本社への異動なので、本来であれば、A社B工場における厚生年金保険の資格喪失日は同年8月31日ではなく、同年9月1日でなければならないと考えられる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年7月の社会保険事務所(当時)の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 45 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

昭和 17 年 2 月ごろ、A 県内の B 社（現在は、C 社）D 工場に就職した。同年 6 月ごろに、同工場の朝礼で厚生年金保険の制度ができたことの説明を受けたこと、及び厚生年金保険被保険者証の交付を受けたことを記憶している。昭和 19 年に異動した同社 E 工場での厚生年金保険の加入記録はあるが、同社 D 工場に勤務した期間における加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社が保管する B 社に係る人事記録によると、申立人が昭和 17 年 8 月 8 日に見習生として入社していることが確認でき、また、申立人が記憶している同僚 4 人が、申立期間において、B 社 D 工場で厚生年金保険に加入している記録が確認できること及び申立人の同社 E 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、申立人が同社 D 工場及び E 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）が適用された昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間に当たり、同法では、工場等 10 人以上の事業所で働く男子労働者（非事務系の労働者）のみが被保険者であるとされているところ、申立人は、B 社 D 工場及び E 工場の検査課において勤務していたとしており、非事務系の労働者ではなかったと考えられること、及び日本年金機構が保管する B 社 D 工場に係る労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同社 E 工場に係る労働者年金保険被保険者記録においても昭和 19 年 5 月 31 日以前の申立人の記録は無いことから、申立期間は労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められ

る。

また、申立期間のうち昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。